

農業振興地域整備計画変更願申請_R7.4.1版
農用地利用計画の変更要件と留意事項

農業振興地域整備計画は、総合計画及び土地利用計画に基づき長期的観点から市農業を振興するための総合的基本計画として定められたものであり、計画の変更については、慎重を期する必要がある。特に、農用地利用計画の変更については農用地区域の確保、保全の基本姿勢を堅持しつつ、農業振興の趣旨（農地六法）に反しないよう対処するものとする。農地利用計画の変更を、やむを得ず一般管理で行う場合は、次の要件を満たす場合に限りできるものとする。

1 代替すべき土地がないものであること

非農業的土地利用を極力農用地区域以外の区域に誘導することにより優良農地を保全することを旨とし、用途地域内、農振農用地区域以外の農振地域（農振白地地域）内の順に開発のための適地について検討する。

その結果、これらの区域内に代替すべき土地がどうしても得られない理由が明らかであること。

2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること

3 変更後周辺に支障が生じないこと

変更することにより農用地の細断（分断）や土地利用が農業上支障がないこと。

4 集団性が保たれるものであること

農用地の集団性（連たん性）が失われないこと。

（孤立した残存農地が生じないか、農業機械等の搬出入に支障はないか）

5 土地利用の混在が生じないこと

農業的土地利用を図るべき区域の中に無秩序に非農業的土地利用が介在することにより農用地や農畜産経営等への悪影響を及ぼさないこと。

（農作業の効率、日照、通風、農業用排水路の機能維持、農道利用、環境保全）

6 土地改良事業の受益地保護

補助による土地基盤整備事業は農用地を長期的に優良農用地として確保することを目的としておりますので、事業完了後8年経過していること。

したがって、石岡台地土地改良区等の受益地の場合は、石岡台地土地改良区と協議しておくこと。